

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

| 目 次 |
|------------------------------|
| ◇告示 |
| 鳥取県林業技術普及員資格認定要綱等の廢止 |
| 健康保険法等による看護料の支給基準 |
| 計量器定期検査の実施 |
| 定例県議会の招集 |
| 告 示 |
| 鳥取県告示第二百四十七号 |
| 次に掲げる告示は、昭和三十三年三月三十一日限り廃止する。 |

昭和三十三年六月三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

昭和三十三年六月三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県地区林業技術普及員資格認定要綱（昭和二十五年五月鳥取県告示第二百三十一号）

| | 検査日時 | 検査区域 | 検査場所 |
|------|------------------|----------|-------|
| 六月十日 | 午前九時から 午後四時まで | 鳥取市 | 東高等学校 |
| 十一日 | " | 修立小学校 | |
| 十二日 | " | 遷喬小学校 | |
| 十三日 | " | 醇風小学校 | |
| 十六日 | " | 鳥取市設魚市場 | |
| 十七日 | " | 富桑小学校 | |
| 十九日 | " | 明徳小学校 | |
| 二十三日 | " | 美保農業協同組合 | |
| 二十六日 | " | 日進小学校 | |
| 二十七日 | " | 賀露地区主任詰所 | |
| 七月一日 | 午前十時から 午後三時まで | 面影小学校 | |
| 二日 | " | 米里地区主任詰所 | |
| 三日 | " | 倉田公民館 | |
| 四日 | " | 美穂小学校 | |

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十三年六月十日から七月二十二日までとする。

| 疾病別 | 看護料 | 一日当たり看護料 | | 准看護婦 | 看護補助者 |
|-----------------|-------------------------------|----------|-----|------|-------|
| | | 地域別 | 看護婦 | | |
| 右以外の法定伝染病、開放性結核 | 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、境港市、その他地域 | 七七〇 | 七七〇 | 六二〇 | 四三〇 |
| コレラ、ペスト | 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、その他地域 | 五八〇 | 五八〇 | 四九〇 | 四一〇 |
| チフス、天竜 | 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、その他地域 | 五一〇 | 五一〇 | 四一〇 | 三六〇 |
| 普通病 | 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、その他地域 | 四九〇 | 四九〇 | 三九〇 | 三四〇 |
| | | 四七〇 | 四七〇 | | |

徹夜勤務の場合の一日当たり看護料は、右の額の一割五分増とする。

(注) (1) 看護料には、食費及び寝具料も含むものとする。

(2) 地域別による取扱は、看護が行われた保険医療機関等の所在地によるものとする。

る。

昭和三十三年六月三日

鳥取県知事 遠藤茂

昭和33年6月3日 火曜日 鳥取県公報

鳥取県告示第二百五十号

昭和三十三年六月十二日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和三十三年六月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

印 發 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町
刷 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取
所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取
印 刷 所